

監査委員公表第 4 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、定期監査及び行政監査の結果に基づき講じた措置について、別添のとおり国東市長等から通知がありましたので、公表します。

令和 5年 8月29日

国東市監査委員 徳部 吉昭

国東市監査委員 大谷 和義

1 監査実施日

令和4年9月27日～令和5年3月24日

2 監査対象機関

まちづくり推進課、学校給食センター、市民病院

3 監査の種別

定期監査及び行政監査

令和 5 年 6 月 15 日

国東市監査委員 徳 部 吉 昭 様

国東市監査委員 大 谷 和 義 様

国東市長 松 井 督 治

定期監査及び行政監査結果に対する措置結果の報告について

令和4年度定期監査及び行政監査に対する措置結果を別紙のとおり報告します。

・監査対象機関 まちづくり推進課

指摘又は提言事項（監査意見）	措置結果（回答）
市営住宅等の敷金について 標記の敷金は、前年度の定期監査において、会計課管理の残高と担当部署管理の公募残高との不整合が発見され、解決に向けた対応を要望したものである。 今年度、結果の報告がなされたが、その中に入居者が別の市営住宅に住み替える際の事務手続きに瑕疵があり、二重に徴収している事例が報告された。 敷金は、国東市営住宅条例第19条、国東市公共賃貸住宅条例第17条等を根拠に入居者から徴収されるものである。退去時には還付されることが原則なため、歳入歳出外現金として、入居者から入居時における3か月分の家賃に相当する金額を預かっている。 さらに、国東市営住宅条例第19条第4項には、「第1項に規定する敷金は、入居者が市営住宅を明け渡すとき、これを還付する。ただし、賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行又は損害賠償金があるときは、敷金のうちからこれを控除した額を還付する。」と規定されており、特別な理由がない限り早々に還付すべきものである。 本件の不整合の原因については、前年度の発見時には、データの誤入力等単純な要因が大半との見方であったが、担当部署での作業中、法的に検討を要するもの等過去からの積み残しが大量に発見され、結果報告までの解明作業には相当の時間を要している。 原因が判明したことについての評価はできるものの、直ちに対応しなければならない還付案件は、入居者へ誠意をもって説明し、迅速に解決されたい。	二重に徴収している敷金については、直ちに入居者へ連絡し令和5年3月に還付が完了しました。 今後は、入退去が発生した際に会計課管理の公簿とまちづくり推進課管理の公簿の両方で確認を行い、処理漏れが無いよう適正管理に努めます。

令和5年6月28日

国東市監査委員 徳 部 吉 昭 様

国東市監査委員 大 谷 和 義 様

国東市教育長 小 俣 秀 之



定期監査及び行政監査結果に対する措置結果の報告について

令和 年度定期監査及び行政監査に対する措置結果を別紙のとおり報告します。

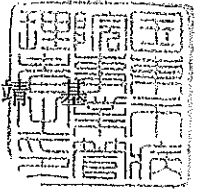
・監査対象機関 給食センター

指摘又は提言事項（監査意見）	措置結果（回答）
学校給食費の未納対策 について 学校給食費は、前年度の令和3年度から一般会計化となったが、すでに滞納が発生している。初年度の未納額は184,820円であった。 今年度に入って、未納対策の効果として11月末までに令和3年度分は 61,560円まで減少したものの、今年度分の未納額が192,236円新たに発生し、合計額は 253,796円となっている。 今年度の未納対策としての徴収計画は、年3回催告書の送付を行い、これに並行して電話催告を行うというものであった。また、催告書にも応じない場合は、学校と連携した面談の実施や児童手当からの充当の検討を行うこととなっている。 11月末の状況では、前年度の未納者が、今年度分も未納するという連鎖が発生する事例や、一旦は未納額を完納しても、翌月以降には再び未納が始まるという事例が見られた。 学校給食費の負担については、学校給食法第11条第2項に、施設整備等に係る経費以外の経費、つまり食材料費は保護者の負担であることが明記されており、額については、国東市学校給食費条例施行規則に、小学生が月額4,100円、中学生が月額4,500円、幼稚園が月額3,700円と規定されている。 生活困窮世帯については、生活保護、要保護・準要保護等の制度による学校給食費の負担軽減措置があることを前提として、受益者負担の公平性の観点から、未納が発生した時点で児童手当からの徴収を検討すべきではないか。 少額のうちに方策を講じなければ、今後ますます未納額が増加する恐れがあり、児童・生徒が卒業すれば、児童手当からの徴収も困難となる。 今年度作成された『国東市学校給食費負担金滞納整理事務マニュアル』には、督促状の発送と納付指導の内容が明記されている。しかし、詳しい納付手順や法的措置の手順の記載はない。 学校給食費の未納は全国的に問題になっており、法的措置を講じ、未納を看過しない毅然とした対応をとる自治体が増加している。加えて、その内容について、HP上で詳しく掲示する自治体も増加している。 公会計化2年を切りに、これまでの対策を見直し、法的措置を含めた未納対策の強化、HPでの情報発信を強く要望するものである。	学校給食費の初年度（令和3年度）未納額は3月31日時点で52,960円、令和4年度未納額は5月31日出納閉鎖時点で219,763円となり、合わせて272,723円の滞納繰越となった。 児童手当からの充当は児童・生徒6名分の同意書を提出させ、計86,836円を充当したが、児童手当の支給が6月であるため上記滞納繰越額に含まれている。一括納付させた者等も含め、6月30日現在の未納額は83,213円（5名、児童・生徒数7名）となっている。 滞納整理事務マニュアルは、「国東市学校給食費滞納整理事務方針」として中身の見直しを行い、7月中に改正する予定である。 主な改正点としては、 ①未納3か月以上で、一括納付が困難な者については、児童手当充当同意書を提出させる。 ②分納を選択希望の場合は、現年納期内納付であることと、3回以内で完納となることを条件に、分納誓約書を提出の上、応じることとする。 ③分納誓約不履行者については、裁判所による支払督促の申し出を行う。 以上の内容で改正する。令和5年度からは滞納整理事務方針に法り、業務を遂行するものとする。 ホームページについては、国東市ホームページに国東市の学校給食費の納付等の仕組みについて掲載を行った。今後も必要事項が生じた場合には随時更新するものとする。 見直しを行った滞納整理事務方針については、市長決済後、市のホームページに公開する。

国東市監査委員 徳 部 吉 昭 様

国東市監査委員 大 谷 和 義 様

国東市病院事業管理者 野 邊 靖



定期監査及び行政監査結果に対する措置結果の報告について

令和 4 年度定期監査及び行政監査に対する措置結果を別紙のとおり報告します。

・ 監査対象機関 市民病院

指摘又は提言事項（監査意見）	措置結果（回答）
（情報セキュリティポリシーに係る研修体制について） 市や市民病院が管理する情報資産とは、市民や利用者、職員の個人情報はもちろん、施設設備や運営機器に関するもの、業務内容に係る詳細情報や、会議録、契約書類などの紙の書類、パソコンのSSDやHDD、USBメモリやSDカードなどに保存されているデータなど、すべてを指す。これらの取り扱いについては、情報セキュリティポリシーのもと、厳重に対策が取られているところである。 今回の監査で、市民病院の情報セキュリティ研修について聴取を行ったところ、職員だけでなく院内で勤務する委託業者も対象に毎年度実施されており、今年度は12月に全6回実施している。また、院内情報セキュリティ委員会は、各部門から代表者が出席し、年12回開催されている。 このような対策が取られているにも関わらず、昨年9月に個人情報記載されたメモの紛失事案が発生したことは、大変残念なことであった。 事案発生後の対策としては、即座に調査に着手、報道発表と同時に全職員へ向けて服務規律について通知し、翌10月には部門長会議で情報管理の徹底を周知、11月には「情報セキュリティ事故影響レベル分類」の見直しを行っている。また、制服のポケットに装着できるコイル型のメモクリップを対象職員全員分購入し、メモの紛失を防ぐ対策を取ったところである。 幸いにも、現在まで紛失した情報に基づいた被害報告や不正利用の情報が入っていないが、もしそのような事象に発展した場合は、人権問題にも繋がりがかねない。 何かしらの憂慮すべき事案が発生する時、そこには気の緩みがあり、注意力の欠如がある。何度も研修を重ね、頭で理解したつもりでも、避けられないリスクは存在するのである。 今後も継続して情報セキュリティに関する研修や内部監査を実施、強化して、再発防止に努めてもらいたい。	当院においては、情報セキュリティポリシーに係る研修体制として、次の3項目について実施しています。 1. 院内情報セキュリティ研修 職員及び院内で勤務する委託業者を対象に、院内必須研修の一つとして位置づけ毎年実施。 2. 院内情報セキュリティ委員会の設置 院内各部門から代表者が出席し、年12回開催。 3. 内部監査 情報セキュリティ担当部署による内部の監査を毎年実施。 今後も継続して情報セキュリティに関する研修、内部監査の実施や強化に努めます。